

一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにたずねるもので、**2月定例会では4人の議員が一般質問を行いました。**ここでは広報委員会で抜粋し、事項別に整理した一部の内容を掲載しています。

一般質問の全文は、6月上旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

- 千 一……「JR東日本の鎌倉駅などの車椅子の乗降客数について」「世界遺産とバリア・フリーについて」「要援護者登録制度について」「鎌倉市の小・中学校のバリア・フリー化について」
- 松中 健治……「市長の政治姿勢について」「防災」
- 中澤 克之……「防災等について」「子ども達の環境等について」
- 渡辺 隆……「行財政改革」

防災対策等

本市における防災対策等について、次のような視点から質問が行われました。

【災害時要援護者登録】

質問：災害時要援護者登録制度の登録者数があまり増えていないが、どう考えるか。

防災安全部長：同制度は平成15年1月から開始しており、現在1139名が登録しているが、登録者数の伸びが鈍化している。関係団体への制度の周知、また、自治町内会との協議を進めることなどにより登録者の増加につなげていきたい。

市長：これまでの広報やホームページでの周知に加えて、防災安全部と健康福祉部と

の連携を図るなどしているが、より一層登録しやすい方法を常に研究し、登録者の拡大を図っていきたい。

【中・長期的な防災対策】

質問：災害時の対応として市庁舎の機能維持や観光客への情報提供等があるが、本市における中期的な防災対策については、どう考えるか。

防災安全部長：中期的な視点で取り組むべき事項として、計画的な基盤整備や、市民や事業者の協力が求められる。具体的には災害時の要援護者の避難対策や避難路の整備、避難施設の確保、防災教育の推進などがある。今後国

行財政改革等

行財政改革等について、次のような視点から質問が行われました。

【行財政改革】

質問：今年度から始まる後期実施計画では107億円の財源不足が見込まれているが、この点についての認識を聞きたい。

経営企画部長：前期・中期・後期と計画を重ねるたびに不足額が増加している状況については、非常に切迫した事態であると考えている。107億円という不足額への対応としては、昨年度から開始した新鎌倉行政経営戦略プランを着実に推進し、例えば、新たな財源確保の検討や職員給与費の見直しなど、歳入・歳出両

面から取り組みを行っている方向で臨んでいきたい。質問：ここ数年、予算5%のマイナスシリングが継続しているが、インフラの整備や教育・福祉など、最低限維持していかなければならない予算があると考え、今後の方向性を聞きたい。総務部長：シリングについては、個別の事業費を一律に削減するものではない。部門ごとの事業に順位づけをし、市民生活に直結した重要度の高い事業の予算を確保し、優先的に実施するという考えで臨んでいる。来年度以降の方向性について現時点では決めていないが、今後も優先順位を吟味した上での予算編成を

や県の防災関連計画改定が予想され、速やかに本市の施策に反映できるよう努めていきたい。

質問：では、長期的な防災対策についてはどうか。

同部長：防災対策の基本は減災の考え方に基づく災害に強いまちづくりであると認識している。鎌倉のまちづくりの中で、防災に重点を置いた考え方を取り入れる必要がある。次期基本計画や都市計画など、各分野の計画の検討の中でも議論していく必要がある。特に津波対策では、津波防災地域づくりに関する法律の基本方針に基づき、国・県が示す中・長期の取り組みと連動して進めていく必要がある。具体的には、

沿岸部の土地利用や公共用地の配置などの検討が必要である。国・県の防災関連計画による地震・津波対策や災害復旧・復興への取り組みなども検討していきたい。

提供していきたい。

質問：地震による津波からの避難だけでなく、津波火災からの避難という問題があるがどうか。

同部長：東日本大震災で発生した津波により、各地で火災が発生、被害が拡大し、津波から逃れることができず建物や高台が火災によって危険な状態になったと報告されている。本市に津波が来襲した場合、多くの家屋や自動車巻き込まれて火災が発生すると予測される。避難ビルや避難空地についても火災の発生を視野に入れ選定する必要がある。津波ハザードマップなどを活用し津波火災の危険性についても周知していく必要があると考えている。

沿岸部の土地利用や公共用地の配置などの検討が必要である。国・県の防災関連計画による地震・津波対策や災害復旧・復興への取り組みなども検討していきたい。

行っていく。質問：そのような状況では事業のスクラップ・アンド・ビルドが行えているかがポイントとなっている。本市では事務事業評価を長年続けているが、これによって、事業数や業務量に変化は生じているのか。

経営企画部長：事務事業評価を含め、いろいろななかたちで事業の見直しを行っているが、事業数としてはそれほど変わっていない。ただ、この事務事業評価を続けることで、事業の効率化などの意識が職員に浸透してきていると受け止めている。

質問：行財政改革の柱の一つである財源の確保について伺いたい。例えば花火大会は本市にとって最も大きなイベントだが、その経済波及効果に

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求めることに関する意見書

本年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」では、独立行政法人都市再生機構について、地方都市を含めた高齢化・人口減少社会への対応など本法人の役割の変化に伴い、持続可能なまちづくりを効率的かつ的確に実施できるよう、業務の見直しとあわせ分割・再編しスリム化することを検討するとともに、賃貸住宅の居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ、国民負担が増加しないよう留意しつつ、可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、本年夏までに結論を得るとしている。

しかしながら、都市再生機構賃貸住宅は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティーネット法において、公的賃貸住宅と位置づけられ、高齢者や子育て家庭等の居住の安定という住宅のセーフティーネットとしての役割のもと、半世紀以上にわたり継承されてきた、我が国におけるかけがえのない公共住宅である。

本市の都市再生機構賃貸住宅においても、居住者の自治会活動が結実して良好な地域コミュニティが形成され、高齢者世帯にとっての定住の場、次世代を担う子育て世帯にとっての安全・安心な居住の場となっているとともに、地域防災拠点としての役割をも果たすようになってきている。

よって、政府におかれては、都市再生機構を特殊会社とせず、当該賃貸住宅について、今後とも政府が直接関与する公共住宅として継続することで、居住者の居住の安定の維持を図るとともに、民間と公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月7日

鎌倉市議会

陳情の議決結果

【採択した陳情】

◇都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書を求める陳情

陳情の要旨

都市再生機構を特殊会社とせず、当該賃貸住宅について、政府が直接関与する公共住宅として継続し、居住者の居住の安定維持を求める意見書を提出してほしいというものを委員会及び本会議の審議結果により採択。

用語の解説

※印の用語について解説します。

シリング

予算の概算要求に当たり定める上限額のこと。前年度より一定率を減じた額を要求限度額とすることをマイナスシリング、前年度と同額の額をゼロシリングという。

仕事ぶりによってインセンティブを与えていくというやり方についてはどうのようになっているか。

同部長：それについては大切な点であると考えている。現状は、評価に際して、

知識・技術の部分、業務遂行能力、人間関係能力といった点について職責に応じた行動事例を示し、評価を行い、昇任に活用しているという状況である。